

居宅介護支援事業所 四万十の郷

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正で公平・中立な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 四万十の郷
所在地	高知県四万十市安並字東丸 5803 番地
サービス提供地域	四万十市（旧中村市）、黒潮町（旧大方町）

(2) 事業所の従業者体制

	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	事業所の管理・運営全般	1 名	—	1 名
介護支援相談員	居宅介護支援に関する業務	1 名以上	—	1 名以上
事務	会計、庶務等の事務処理	1 名以上	—	1 名以上

但し、管理者・事務は他の職務と兼務可能とする。

(3) 窓口開設時間

月～金曜日 8時30分～17時30分

休日は毎週土曜日及び日曜日、並びに12月31日から翌年1月3日までの年末年始とする。

但し、休日や時間外であっても、併設する事業所の職員が相談を受け付けます。

3. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

4. 利用料金

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

5. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係

機関と連絡を密にし、とるべき措置を講じます。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供時により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室窓口担当者	竹田 初音
ご 利 用 時 間	月～金曜日 8時30分～17時30分
相 談 窓 口 休 日	12月31日から翌年1月3日までの年末年始
ご 利 用 方 法	電話 0880-34-7766 FAX 0880-34-1889

※ 休日は、毎週日曜日および12/31～翌年1/3までの年末年始とする。

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

相 談 窓 口	所 在 地	電話番号・FAX番号	受 付 時 間
高知県国民健康保険 団体連合会(国保連)	〒780-8536 高知市丸の内2-6-5	電話 088-820-8410 088-820-8411 FAX 088-820-8413	午前9時00分～ 午後4時00分 (土、日、祝日を除く)
四万十市保健介護課 長寿介護係	〒787-8501 四万十市中村大橋通4-10	電話 0880-34-1165 FAX 0880-34-1880	午前8時30分～ 午後5時30分 (土、日、祝日を除く)
黒潮町健康福祉課 介護保険係	〒789-1992 幡多郡黒潮町入野2019-1	電話 0880-43-2116 FAX 0880-43-2788	午前8時30分～ 午後5時30分 (土、日、祝日を除く)

10. 損害賠償について

当事業所は、当事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、この限りではありません。

平成 年 月 日

指定居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

事業所 居宅介護支援事業所 四万十の郷

説明者

印

平成 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印

<利用者代理人（選任した場合）及び 保証人>

住所 _____

氏名 _____ 印 （続柄 ）